

○心身障害者の医療費の助成に関する条例

昭和 48 年 4 月 1 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、重度の心身障害者に対し、医療費の一部を助成し、もってその者の保健と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度の心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)に定める 1 級又は 2 級の障害のある者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表第 5 号に規定する障害のうち等級表に定める 3 級の障害のある者
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第 12 条の 3 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者が判定した知的障害者のうち知能指数が 50 以下の者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けた者

2 この条例において「医療機関」とは、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により療養等を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他の者をいう。

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成(以下「助成」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する重度の心身障害者で、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する重度の心身障害者については、本市に住所を有しない場合であっても、市長が特に必要と認めるときは、対象者とすることができる。

- (1) 国民健康保険法第 116 条の規定に基づく修学中の被保険者の特例により本市の国民健康保険の被保険者である者
- (2) 本市の区域外に設置されている福祉施設等に入所している者のうち入所直前に本市に住所を有していたもので、かつ、保護者(親権を行う者、後見人又は現に監護する者をいう。以下同じ。)が本市に住所を有しているもの

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者
- (2) 65 歳以上の者(65 歳に達する日以前から引き続いて重度の心身障害者に該当している者を除く。)
- (3) 前年(1 月から 9 月までの間に受けた治療に係る助成にあつては、前々年。次号において同じ。)

の所得(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下この号及び次号において「令」という。))第 4 条及び第 8 条第 3 項において読み替えて準用する第 5 条の規定により計算した額をいう。))が、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(次号において「扶養親族等」という。))の有無及び数に応じて、令第 7 条に定める額以上である者

(4) 重度の心身障害者の配偶者の前年の所得(令第 4 条及び第 8 条第 4 項において準用する第 5 条の規定により計算した額をいう。以下この号において同じ。))又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該重度の心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第 2 条第 2 項に定める額以上であるときの当該重度の心身障害者

(助成の範囲)

第 4 条 助成は、国民健康保険法、社会保険各法又は規則で定めるその他の法令(次項第 1 号において「その他の法令」という。))による医療に関する給付があった場合における医療費(児童福祉法第 49 条の 2 及び第 50 条並びに知的障害者福祉法第 22 条に定める費用に含まれる医療費を除く。))について行うものとする。

2 助成する額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額(以下「一部負担金」という。))を控除して得た額とする。ただし、他の法令等により国、地方公共団体等による医療の給付その他これに相当する給付を受けたとき、及び医療費に対する附加給付があるときは、その額を更に控除して得た額とする。

(1) 医療費に関し、国民健康保険法、社会保険各法及びその他の法令により対象者又はその保護者が負担すべき額(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額及び同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額を除く。))

(2) 医療機関(薬局を除く。第 5 項において同じ。))ごとに 1 回の通院又は 1 日の入院につき 300 円(当該通院又は入院における前号の額が 300 円に満たない場合にあっては、同号の額)

3 前項第 2 号の規定にかかわらず、第 1 項に規定する給付のあった月の属する年度(給付のあった月が 4 月から 9 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の所得割の額(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市により課されている場合にあっては、地方税法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を 100 分の 6 として算出した所得割の額)の合計額が 33,000 円未満の場合は、一部負担金の額は、零円とする。

4 前項に規定する所得割の額は、対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合又は同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額とする。

(1) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ又は同項第 12 号に該当する場合で、同法第 295 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。))の規定により市町村民税が課されないこととなるとき 零

(2) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ又は同項第 12 号に該当する所得割の納税義務者である場合(前号に該当する場合を除く。) 前項に規定する所得割の額から同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額(当該者が同法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 314 条の 2 第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に 100 分の 6 を乗じて得た額を控除した額

5 第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、対象者(第 3 項の規定により一部負担金の額が零円となる者を除く。)が同一の月において同一の医療機関に 5 回以上通院し、又は 5 日以上入院したときは、当該月の当該医療機関における 5 回目以降の通院又は 5 日目以降の入院に係る一部負担金の額は、零円とする。

6 助成は、市長が対象者であることの認定をした日の属する月から行うものとする。

(助成の方法)

第 5 条 助成は、次条第 1 項に規定する受給券が医療機関に提示された上で、医療を受けた場合において、助成する額を当該医療機関に支払うことによって行うものとする。

2 前項の助成が受けられない場合で、市長が必要があると認めたときは、助成する額を対象者又はその保護者に支給することにより助成を行うことができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 5 項の規定の適用を受ける場合において同一の月に受けることのできる助成のうち、同項の規定の適用がないものとして算定した助成金の額を超える額については、この額を対象者又はその保護者に支給することによって行うものとする。

4 前 2 項の助成は、規則で定めるところにより、対象者又はその保護者の申請に基づき、月を単位として行うものとする。

(受給券)

第 6 条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請して対象者であることを証する書類(次項において「受給券」という。)の交付を受けなければならない。

2 受給券は、規則で定めるところにより、更新するものとする。

(損害賠償との調整)

第 7 条 市長は、対象者が医療費に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第 8 条 市長は、第 3 条に規定する対象者以外の者で助成を受けたもの又は第 4 条に規定する助成の範囲を超えて助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日以後の治療から適用する。

附 則(昭和 49 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 6 月 30 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 22 日条例第 56 号)

1 この条例は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例、第 2 条の規定による改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例、第 3 条の規定による改正後の老人の医療費の助成に関する条例及び第 4 条の規定による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、昭和 60 年 1 月 1 日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成 7 年 3 月 6 日条例第 14 号)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例第 2 条の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 6 月 24 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 8 日条例第 13 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 12 日条例第 19 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例第 3 条第 3 項の規定は、施行日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

6 附則第 3 項の規定によりなお従前の例により助成を受けることとされた者については、附則第 4 項の規定による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例第 3 条第 3 項第 3 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日条例第 14 号)抄

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日条例第 15 号)

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例第3条第3項及び第4条第1項の規定は、平成21年10月1日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月29日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項及び第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の治療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第3項第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

(1) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)による医療費の助成を受けている者その他規則で定める者(施行日以後に新条例第2条に規定する重度の心身障害者に該当しなくなった者を除く。)

(2) この条例の施行の際現に次の手帳の交付を受けている者(前号に掲げる者及び施行日以後に新条例第2条に規定する重度の心身障害者に該当しなくなった者を除く。)又は交付の申請を行っている者で当該申請により当該手帳の交付を受けることができるもの(当該手帳の交付の日以後に新条例第2条に規定する重度の心身障害者に該当しなくなった者を除く。)

ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する手帳をいう。)で旧条例第2条第1号又は第2号に掲げる障害に相当する身体障害があることについて記載のあるもの

イ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する手帳をいう。)で旧条例第2条第4号に掲げる障害等級の記載のあるもの

- (3) 施行日前に発行された次の医師の診断書の交付を受けている者で施行日から起算して1年を経過する日までの間に新条例第6条第1項に規定する申請を行ったもの(前2号に掲げる者を除く。)

ア その者の身体障害の状態が旧条例第2条第1号又は第2号の障害に相当するものであることについて記載された身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書

イ その者の精神障害の状態が旧条例第2条第4号の障害等級の1級に相当するものであることについて記載された精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第23条第1号に規定する医師の診断書

(準備行為)

- 4 新条例第6条第1項の規定による受給券の交付の手続その他この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成29年12月18日条例第41号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の第3条第3項第3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る医療費の助成を受けることができる者であることの認定について適用し、同日前の申請に係る医療費の助成を受けることができる者であることの認定については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日条例第 9 号)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 9 月 21 日条例第 37 号)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項第 3 号の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)並びに第 7 条及び第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る医療費の助成を受けることができる者であることの認定について適用し、同日前の申請に係る医療費の助成を受けることができる者であることの認定については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 4 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。